

担 当	水戸労働基準監督署
	次 長 三浦 かをり
	安全衛生課長 立原 昇
	電話 029-226-2237

スレート屋根の踏み抜きによる墜落死亡・重篤災害が多発

「スレート屋根の踏み抜き墜落災害多発警報！」

～スレート屋根の踏み抜き墜落災害撲滅のため取り組みを強化します～

1 スレート屋根からの踏み抜きによる墜落事故多発 10か月で4件（内2件死亡）

水戸労働基準監督署管内で、昨年8月から本年5月までの10か月間で、スレート屋根（スレート波板で葺かれた屋根）からの踏み抜きによる墜落災害が4件（死亡2名重症2名）発生しています。スレート屋根からの踏み抜きによる墜落事故が、短期間に集中して発生することは極めてまれなことから、水戸監督署では「スレート屋根の踏み抜き墜落災害多発警報」を発出し、同種災害の防止対策を強化しています。

2 4件全てが墜落防止措置不十分

4件の事故は、労働安全衛生規則第524条（労働安全衛生法第21条第2項）で定められた歩み板を設置する等のスレートの踏み抜きによる墜落防止措置が不十分な状況となっていました。

3 踏み抜きによる墜落は重篤化の危険性大（第3者を巻き込むことも）

スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害は、一度発生すると死亡又は重篤に至るケースが多く、また、墜落によって、建屋内で作業中の第三者（発注者の労働者等）が関係する二次災害へと繋がる可能性もあります。

4 スレート屋根の危険性への理解が重要（見た目以上に「もろい」、経年劣化にも注意）

スレート波板は見た目以上に「もろい」という性質がある上に、風雨や日光等に長い間さらされていると、経年劣化により強度が低下している可能性もあります。スレート屋根上での作業は、これらの危険性を十分理解して、万全の墜落防止措置が必要です。

5 工事業者、スレート屋根設置事業場に対して警鐘と対策の徹底を呼び掛け

水戸監督署では、スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害の発生に歯止めをかけるために、工事業者はもちろんのこと、工場や倉庫などにスレート屋根を使用している事業場に対しても、別添リーフレットを配布し、危険性への理解と対策の徹底を呼び掛けています。

水戸監督署では、本日5月27日付けで、下記4の団体・機関に対して別添特別要請を行ったほか、立ち入り検査の強化等、下記の取り組みを行うこととしています。

記

1 取り組み強化のねらい

スレート屋根からの踏み抜き墜落災害を未然に防止すること。

2 取り組み内容

関係機関等に特別要請を行うことにより、スレート屋根板の踏み抜き墜落災害の現状及びスレート屋根板上で作業を行うに際しての必要な防止対策の周知を図ること。

また、当署職員による事業場立ち入り検査等において、リーフレットを配布することにより、同様に周知の強化を図ること。

防止対策としては、次の通りです。

- ・ 幅30cm以上の歩み板を設ける。
- ・ 安全ネットを屋根の下に設ける。
- ・ 親綱を設け安全帯を使用する。
- ・ 墜落防止用の頭部保護帽を着用する。

3 実施期間

満遍なく内容を周知させるには時間がかかることから、期間は定めず、当面の状況を勘案し、継続的に実施する。

4 被要請団体等（全43団体等）

- ・ 一般社団法人 水戸労働基準協会
- ・ 一般社団法人 太田労働基準協会
- ・ 建設業労働災害防止協会茨城県支部水戸分会等の労働災害防止団体12団体
- ・ 水戸北部中核工業団地連絡協議会等の工業団地12団体
- ・ 水戸市建設業協同組合等の関係協同組合4団体
- ・ 水戸市役所等11機関
- ・ 東日本旅客鉄道(株)水戸支社
- ・ 鹿島臨海鉄道(株)

5 スレート等の屋根上の危険の防止に係る関係条文

労働安全衛生規則第524条（労働安全衛生法第21条第2項）

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。